

2020年度

第30回定期大会議案書



日時：2020年 9月12日 (土) 13:00～17:00

9月13日 (日) 9:30～12:00

場所：全国一般労働組合全国協議会 本部会議室

全国一般労働組合 全国協議会

< 目 次 >

I. 未曾有の新型コロナ危機の渦中で	4
<コロナ危機を克服するために立ち上がろう>	4
II. コロナ危機による世界経済危機と歴史的転換	6
1. コロナ危機とは、感染症の流行と世界経済危機による労働者民衆の生存の危機だ。	6
(1) パンデミックと世界的経済危機	6
(2) 資本主義社会のなかで貧しい人々が最大の犠牲を被る	6
(3) アメリカにおける人種差別反対の闘いの世界的拡大	6
2. 新自由主義の矛盾爆発と歴史転換	7
(1) 新自由主義の矛盾爆発	7
(2) ポストコロナの日本社会	7
(3) 労働者民衆の生存と権利のために歴史的転換かちとろう	7
III. 「コロナ危機」を契機に起こる社会・労働の変容	8
1. 「コロナ危機」は何を生み出すか	8
(1) 「コロナ危機」は重大な転換点、大きな歴史的視点から時代を捉えることが必要だ	8
(2) 世界と日本の現在	8
2. 今起こっている事態（変化）とそれへの対処、コロナ危機を契機に何を変えるか	9
(1) この間、私たちのまわりで起こっていること。	9
(2) 現下の重大課題－休業・失業の急増、倒産・廃業の増大(別紙グラフなど参照)	11
(3) 社会の変容への対処／危機の時の「非常措置」がその後常態化する。	12
(4) 加速される労働破壊・団結破壊－「テレワーク」に代表される労働の変化。	12
(5) 労働者の団結の基礎となる「職場」を軸にした労働のありよう、生産のありよう、そして雇 用のありようが大きく変容している	14
(6) 社会の変化に積極面を見いだそう。	14
IV. 20春闘を中心とした活動の総括	15
<20春闘を巡る動き>	15
<全国一般全国協20春闘に向けての取り組み>	16
1. 「8時間働けば暮らせる社会」「残業無しで生活できる賃金」の闘いについて。	16

(1) 正規・非正規労働者ともに大幅賃上げを勝ち取り、均等待遇を実現。大幅賃上げを目指しストライキで闘う。	16
(2) 20春闘を通じ、「最低賃金1500円を目指し、ただちにどこでも時給1000円!」、「全国一律最賃制度」の訴え。	17
2. 労働時間の管理規制を強化し長時間労働に反対する。生産性の向上を謳う「働き方関連一括法」に対し職場での闘いを強める取り組み	17
3. 格差拡大を許さず均等待遇を実現。「パート・有期法」など改正を積極的に活用し、非正規労働者の闘いを前進させる取り組み。	18
4. 働きやすい職場を求め、人権侵害を許さず闘う。あらゆる労働法制の改悪に反対する。 ...	18
V. 第29期の基本方針の諸課題についての総括	19
1. 移住労働者・外国人労働者の労働者としての権利保障を勝ち取る闘い。	19
2. 労働相談活動はじめ、組織化へのあらゆる工夫を強め、20春闘を足場にさらなる組織化・組織拡大・組織強化に繋げる取り組み。	19
3. 全国協の争議を一丸となって支援：大阪YMCA労組中労委闘争、東京労組全労FAユナイテッド分会の仲間の解雇撤回・原職復帰の闘い、メトロコマース支部20条裁判上告審、JAL闘争始めすべての争議に勝利する。	20
4. 腐敗墮落する安倍政権による、「戦争する国づくり」を許さない闘い。	20
(1) 「国民投票法」成立、憲法審での審議強行を許さない、憲法を守り、安倍政権打倒を目指す闘いと総がかり行動の取り組み。	20
(2) 「戦争する国づくり」を許さない取り組み	21
(3) 全日建連帯関西生コン支部への組合潰し攻撃を許さず、共に闘う。	21
(4) 東電福島第一原発事故の国と東電の責任を追及し、あらゆる原発の再稼働を許さず、廃炉に追い込む闘い。被ばく労働者の裁判闘争を支援する取り組み。	22
5. 世代交代と女性執行委員の選出、財政の強化について。	22
VI. 第30期の具体的方針	23
1. コロナ危機に立ち向かい、医療・社会保障の確立を求め、労働者の命と暮らしを守る闘いを強めよう。	23
(1) 医療・福祉・介護・公共サービスなどのエッセンシャルワーカー、技能実習生・移住労働者の十分な権利保障を勝ち取る。	23
(2) 非正規・正規・全ての労働者にコロナ関連の病気休暇・療養休暇を保障し、賃金の100%	

の休業補償を求め、解雇・雇い止め・賃金切り下げを許さない。 ……	23
(3) 政府のコロナ危機対策の補償制度の強化を求めるとともに、雇用調整助成金を始めあらゆる補償制度を活用しよう。 ……	24
(4) コロナ下の会社解散、倒産・失業を許さず闘おう。労働者の生活・権利を守ろう。 ……	24
(5) 在宅勤務・テレワークの労働時間管理を徹底し、サービス労働を認めない。 ……	24
(6) 地域の住民組織、運動体との連携・共闘を広げよう。労働弁護団を中心とし全労協の加わる「コロナ対策会議」を始めとした全国の仲間と連携して闘い、労働組合の社会的役割を強めよう。 ……	24
(7) 世界の労働者と連帯し相互援助に取り組む。とりわけ東アジアの労働者と団結し新自由主義グローバル化と闘う労働者の国際的な団結を強化する。 ……	25
2. ストライキを背景に、全労協・21けんり春闘・地域共闘で闘う。大幅賃上げを獲得しよう！ ……	25
(1) 21春闘勝利・大幅賃上げの獲得、格差・貧困の拡大を許さない。同一労働・同一賃金、均等待遇を勝ち取ろう。 ……	25
(2) 最賃闘争を賃上げ闘争と結びつけて取り組もう。 ……	26
(3) 「裁量労働制の拡大」や「解雇の金銭解消法」に反対する。 ……	27
(4) 職場での人権侵害を許さない。摘発・是正を強め実効ある「ハラスメント防止法」を実現する。 ……	27
(5) 要員確保・安全点検活動など日常的職場活動に取り組もう。 ……	27
3. 業種別共闘を進めよう。 ……	27
4. 移住労働者・外国人労働者の権利保障を勝ち取ろう。 ……	28
5. 労働相談活動を強め、さらなる組織化・組織拡大・組織強化を勝ち取ろう！ 全国協の旗を空白県に打ち立てよう！ ……	28
6. 東京労組全労F Aユナイテッド分会の解雇撤回・原職復帰、東京東部労組メトロコマース支部労契法20条最高裁裁判勝利、不当処分と闘う福祉・介護・医療労働者組合山紀支部、不屈に中労委闘争を闘う大阪YMCA労組、倒産争議の東京南部商業界分会、JAL闘争を始めとするすべての争議に勝利しよう！ ……	28
7. 自公政権による、「戦争する国づくり」を許さず闘おう！ ……	29
(1) 国民投票法の成立に反対し、改憲発議を阻止しよう ……	29
(2) 沖縄辺野古新基地建設反対！横田・木更津基地などオスプレイの配備反対・Xバンドレーダー撤去・中距離弾道ミサイル配備撤回の闘いを強めよう！ ……	29
(3) ヘイトクライム反対、東アジアの民衆と連帯し、排外主義国家主義に反対しよう。 ……	29
8. 東電福島第一原発事故の、国・東電の責任を追及し、あらゆる原発の再稼働を許さず、廃炉に追い込もう！ ……	29

（１）被ばく労働者支援、「あらかぶ裁判」「猪狩過労死損賠裁判」「飯館村被ばく労働裁判」を支援し、被ばく労働現場で働く労働者と共に闘おう！ 裁判を始め支援の輪を、組合員の中に広げよう。	29
（２）当面する玄海・若狭・東海第二・石巻の原発再稼働、六か所村再処理に反対しよう。	29
9. 全日建連帯関西生コン支部への組合潰し攻撃を許さず共に闘おう。三単産共闘で2021年3月のフクシマ連帯キャラバン、5月沖縄平和行進を成功させよう！中小労組政策ネット、平和フォーラムとの連携を強化しよう。	30
10. 「ユニオン・合同労組連絡会」を強化し、中小合同労組・ユニオンの共同行動を拡大しよう	30
11. 全国一般全国協の組織強化に取り組もう！	30
（１）中央執行委員会体制の強化を目指そう！	30
（２）組織の強化、組織拡大を図ろう！	31
（３）二日間の各県代表者会議で、第26回各県代表者会議を成功させよう！	31
（４）財政の強化、本部財政を健全化しよう！	31
〔別紙〕 東京新聞と朝日新聞に掲載された図表	32

I. 未曾有の新型コロナ危機の渦中で

<コロナ危機を克服するために立ち上がろう>

① 20春闘は、2月後半から本格的な新型コロナウイルスの感染拡大との闘いに遭遇し、企業へのコロナ関連対策要求とともに闘いを同時に進めていった。

そしてコロナ感染拡大の進行により、大衆行動も大幅に自制を余儀なくされた。こうした中で、20春闘の闘いの陣形を通常の4月～5月決着を超えて、6月以降、夏闘と合わせて設定していくなどの必要に迫られることになった。また仕切り直しをして秋冬・来春闘へつなげる方向で、春闘を継続することが求められた。春闘の取り組みを、時季を選ばず大胆に戦線の再構築を図る方向へと全国協20春闘を再度位置づけた。

② コロナ危機の下で私たちは何よりもまず命と生活と雇用を第一とした闘いに切り替えていった。しかし労働者は感染に怯えながら働かざるを得ないか、あるいは自己責任の「自粛」を押し付けられながら、十分な補償を受けられず困窮している。

コロナ危機は、とりわけ社会的弱者に対しては、圧倒的にその刃をむいてくる。たとえば、コロナ危機以前から日常の危機にさらされてきた弱者、子供を抱えて働く一人親世帯、原発事故の避難者、米軍基地労働者、パート、アルバイト、派遣、正規、非正規労働者ら全ての弱い立場にある労働者市民に、真っ先に降りかかっている。

労働者の命を守り安心して働くためには、検査体制・医療・治療体制の確立と、賃金・安全・生活保障を同時に取り組むことが必要だ。

③ コロナ危機による経済的な打撃は、すでにリーマンショックを超え、1930年代の世界大恐慌を超えることが確実となっている。コロナ危機は、数年単位の長期間にわたる可能性が強く、すでに世界経済はコロナ危機以前から実体経済が行詰り、金融緩和と財政支出によって「好景気」が演出されるという危ない状況を作っている。日本では、アベノミクスが破綻しているにもかかわらず、コロナ危機での株価暴落に対し日銀が1兆5千億を即座につき込んだ。コロナ危機は、その危うい経済・金融の現状をこれでもかと追い詰め、全面的な危機に追いやっている。こうした状況にあって、20春闘は大企業中心の企業内交渉を克服できないまま賃金の社会的決定を放棄し、使用者による評価査定を容認し社会的影響力を失った。

④ 深刻なコロナ危機が広まる中でも、粘り強く20春闘を闘う仲間がいる。コロナ危機の中で「生活できる賃金」を粘り強く要求する闘いだ。労働者の死活問題をかけた職場でのコロナ危機との闘いでもある。コロナ危機に打ち勝つために、要求を作り勝ち取る闘いだ。さらには、6～7月期以降は解雇・倒産攻撃を含めて、労働者へ解雇・失業の多大な攻撃がかかっている。コロナ危機と大不況・大失業に立ち向かう、変化に対応できる労働組合としての役割が問われている。

全国一般全国協は、全ての仲間たちと共に闘う陣形を強化し、あらゆる英知を結集し、安倍政権のみならずコロナ危機に立ち向かっていく労働組合として、その闘う姿勢と実践を続けている。

II. コロナ危機による世界経済危機と歴史的転換

1. コロナ危機とは、感染症の流行と世界経済危機による労働者民衆の生存の危機だ。

(1) パンデミックと世界的経済危機

新型コロナウイルス（COVID-19）の世界的流行（パンデミック）は、いぜん拡大を続けている。

全世界の累積感染者数は、昨年末いらい約半年間で1千万人を越え、7月5日現在で感染者1127万人（死者53万人）となった。6月10日OECD（経済協力開発機構）は「世界経済は現在、1930年代の大恐慌以来の景気後退を経験している」とした。

コロナ危機とは、感染症の流行と世界経済危機の同時進行による労働者民衆の生存の危機である。21世紀に入り新感染症が頻発しているが、市場優先・格差貧困拡大の新自由主義による乱開発と自然破壊、そして生産の国際供給網（サプライチェーン）の崩壊がその元凶だ。

(2) 資本主義社会のなかで貧しい人々が最大の犠牲を被る

最大の感染国である米国では、7月5日現在で感染者283万人（死者12万9千人）となっている。米国では全土各地で都市封鎖された3～4月だけで2千万人が失業し、1～3月期の実質成長率は前期比年率で5.0%のマイナスを記録した。米国の貧困と格差拡大社会を、新型コロナ感染症拡大が直撃している。ニューズウィーク（日本版：5/25）は、黒人の死者の割合が2000人に1人なのに対し、アジア系と中南米系は4300人に1人で、白人は4700人に1人。つまり黒人の死亡率は白人の約2.4倍も高い。人口密集地や大家族で暮らす人が多いといった住環境、サービス業従事者が多い、有給の病気休暇が取りにくいなどの職場環境、無保険者や慢性疾患患者が多いといった健康面の課題が考えられる。」と指摘している。

中南米やアフリカ諸国で感染が急増している。世銀の緊急支援がアフリカなど百カ国に達して、「6千万人が極度の貧困に追い込まれる」とのべた。

(3) アメリカにおける人種差別反対の闘いの世界的拡大

パンデミックの中で5月25日、米国中西部ミネソタ州ミネアポリスで白人警官に殺害されたジョージ・フロイド氏の事件をきっかけに、全米で「黒人の生命は大事だ（Black Lives Matter）」を掲げた抗議集会・デモが止まらない。

欧州各国やカナダでも抗議集会・デモが続き、6月には大阪・東京はじめ日本各地で連帯デモがおこなわれ、新潟では在日朝鮮人から人権の声があげられた。EUでは、人種差別・黒人差別の歴史だけではなく、帝国主義の植民地支配が問題視されだしている。歴史的矛盾が明らかになる中で、それが国境を超えた労働者民衆、労働運動の課題として共有化されつつある。

2. 新自由主義の矛盾爆発と歴史転換

(1) 新自由主義の矛盾爆発

新自由主義とは、小さな政府による医療福祉・公共サービスの民営化、社会保障の削減、市場原理による労働者保護法制の解体をはじめとする規制緩和の政策と、最適地生産によるサプライチェーン（国際供給網）を基盤とする。今回のパンデミックはこうした基盤を破壊し、第2波、第3波と世界を駆け巡り膨大な感染患者と死者を出し、経済危機による失業と生活苦を多くの労働者民衆に強いている。治療薬やワクチン開発が間に合うかどうか、無保険貧困者や医療基盤の脆弱な貧困諸国にも広く届けられるかどうかも分からない。

ポストコロナ社会は、世界的にも国内的にも、貧困と格差分断が拡大する社会となり、労働者民衆は自らの生存のために社会を変えることを迫られるだろう。

(2) ポストコロナの日本社会

新自由主義の災害対応は、復興を口実とした自由原理の徹底化であり惨事便乗型資本主義ではない。

安倍政権は、東日本大震災の復興と福島原発爆発事故収束を清算・隠蔽するためにオリ・パラ開催にこだわり、医療体制・感染防止に失敗し、新型コロナ拡大を招いた。そもそも、オリ・パラ中止以前の2017年9月「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」で、今回の十数倍上回るようなパンデミックを想定して感染研や保健所などの大幅な強化やPCR検査体制の拡充等を公言していた。ところが逆に全てを削減し放置して、労働者民衆の命と健康を犠牲にした。

安倍政権の新型コロナ対策としての2020年度第1次補正予算25兆7千億円は、その実はIT化促進や、海外生産拠点の国内移転対策のための事業が目白押し。コロナ危機に便乗して、デジタル社会をめざし産業構造の強行転換を目論むものだ。

政府・経団連の「ソサエティ5.0」計画は、AI＝人工知能、ビッグデータ、ロボット、IoT＝モノのインターネットの基幹技術の総合によって、第4次産業革命（インダストリー4.0）を実現し、少子高齢化-過疎問題や労働力不足・地球環境・エネルギー等々の社会問題が解決された社会をつくるという。そのプランが2016年報告「働き方の未来2035」である。第4次産業革命の強力な推進のために労働政策の転換を提起して、労働者保護法制の解体と、私たち労働者自身の労働観や帰属意識まで踏み込んで労働組合を無きものにしようとする。この5月強行成立させられた国家戦略特区法改悪による「スーパーシティ法」のモデル都市づくりが今秋から始まる。

(3) 労働者民衆の生存と権利のために歴史的転換かちとろう

ポストコロナの世界は、「統制監視・分断服従・排外主義」か、「自由人権・自己決定・支援連帯」かが問われる歴史的転換点だ。世界のブロック化や自国第一主義、国内における強権政治と排外主義煽動が進行せざるを得ない。歴史の教訓から世界戦争の危機を国際連帯で回避しなければならない。

ポストコロナを、資本主義の矛盾を極限化する新自由主義に委ねることはできない。労働が協働労働、社会的労働であるが故に人間社会の発展が実現されてきたのであり、社会的存在としての労働者の生存と新自由主義は相容れない。コロナ危機がそのことを鮮明にした。また、地球環境やエネルギー問題が全人類的課題であることが明らかになり、またエッセンシャルワーカーと呼ばれる医療介護やライフライン維持を維持する現場労働者の大切さを再認識させた。生存と権利ためには労働者の社会連帯こそが大切だ。

Ⅲ. 「コロナ危機」を契機に起こる社会・労働の変容

1. 「コロナ危機」は何を生み出すか

(1) 「コロナ危機」は重大な転換点、大きな歴史的視点から時代を捉えることが必要だ

「コロナ」は、グローバリゼーションの帰結として、一地域の問題が一瞬のうちに全地球的破綻をもたらすことを示した。第一次世界大戦時の「スペイン風邪」と同じ状況が「見事に」繰り返され、しかもほとんど瞬間的に全世界規模に広がり、危機は深化した。グローバリゼーションの破綻を越えて、「コロナ危機」を克服し、地球環境問題に対処するという視点が大切だ。身近な医療崩壊・介護の破綻と地球全体の「破綻」が直結していることを認識する必要がある。全国一般全国協議会の経験だけに止まらず、「生き方」とか「社会のあり方」の全体性をもって課題に対処していきたい。

歴史的に国民国家が帝国主義の時代を準備し、「スペイン風邪」と第一次大戦を迎える。それを第二次大戦で收拾し、戦後体制ができ、冷戦崩壊でグローバリゼーションの謳歌される時代となった。それと軌を一にするように「コロナ危機」である。

(2) 世界と日本の現在

コロナが来なくても、新自由主義はその限界に直面し、トランプに代表される「自国第一主義」が国際システムを大きく変えようとしていた。ブレグジットもしかり、中国の姿勢もよく似たものになってきていた。そこにやってきたパンデミックは、その方向を加速している。今や、「強権・独裁・ポピュリズム」がアメリカ（トランプ）、ロシア（プーチン）、中国（特に香港との関係で習近平）に顕著に見られるようになっている。これを国際協調・人々の国際連帯で乗り越える大きな課題に直面している。

アメリカから始まり世界に広がった人種差別反対の大きなうねりは、格差・貧困を根拠にして拡大するパンデミックへの怒りもその背景にもっている。香港の人々の闘いも、強権に反対し民主主義を貫く主張を続けており、私たちが共感できるものである。

日本でも、出口のない閉塞感から安倍政権や小池都政が続いているが、ここへきてコロナ問題を

めぐって情報隠しや非民主的（独裁的）政策（学校一斉急行措置や緊急事態宣言発出など）が批判されるようになってきている。情報開示や民主的手続を求める動きを強く進めねばならないところにきている。

そして、人々の生活を確保するための財源の問題が大きく取り上げられる事態がくる。その際、私たちは大企業の内部留保（少なくとも460兆円を越えると言われる）を少なくとも半分程度をはきださせることを強く主張すべきである。

2. 今起きている事態(変化)とそれへの対処、コロナ危機を契機に何を変えるか

(1) この間、私たちのまわりで起きていること。

この間マスコミなどで報道された「社会の変化」に関するできごとは、次のようなものであった。これらがコロナ後も続くのか、一過性の変化で終わるのか、断定はできないが、後述のように危機の時代にそれまでゆっくり進んできた事態も含めて変化が加速され、やがてそれが常態化するというのが、最も起こりうるシナリオである。

①社会の変容

キャッシュレス、ビッグデータ、ネット通販の拡大、はんこ不要社会、そしてテレワークという言葉が広がった。そして大手企業（日立、東芝、富士通など）は、テレワーク（在宅勤務）を「コロナ後」も推進すると方針を明言している。

オンライン教育、AI医療、AI問診など、コンピューターとインターネットを介してさまざまなことが行なわれるようになるということが強調され、実際教育現場ではそうした授業などが急速に広がった。その結果、パソコンを使える者と扱えない者の格差、あるいはそれを持っている者と持てない者の格差が拡大している。それが教育に関する格差の広がりにつながる。デジタル格差（デジタルデバイド）がそのまま貧富の格差につながる事態が、短期間のうちに現実化している。

一方、文化のあり方が大きく変化する。人と人の直接的諸関係を基盤とした社会がコロナ危機を契機に急激に変化する。それは、社会連帯のあり方の変容をもたらし、他方で都会から地方への移住が進むとも言われる。

物流、清掃、医療・介護が止まったら社会は動かないことが明らかになった。しかし、そこで働く者への処遇や手当ては無視される。それが社会の基本を支える重要なインフラであることには触れられない。「善意」だけで社会は支えられるはずがない。

マイナンバーカードが急に注目され、強調されるようになった。個々人の銀行口座とのリンクが主張され、個々人を国家管理に直結させることが称揚され、社会と個々人を管理しようとする力が強まっている。

また、コロナ禍における医療の危機的状況は、これまでに政府が重ねてきた医療費削減の結果としての危機であり、保健所の再編合理化も今回の困難の原因であることが明らかになった。その中で、国民皆保険制度がそれなりに維持され、社会崩壊を食い止めているということは強調すべきである。

②労働組合活動に関連した変化

生活を支える労働社会が変化し、新自由主義によりどんどん正規雇用が非正規に置き換えられ、それが貧乏人を生み出し、格差社会を作った。ウィルスに対抗する社会を支えるには、ここを改めることが大きな軸になる。そのポイントとして、「エッセンシャルワーカー」と最低賃金の問題は重要な課題になる。

「雇用シェア」と言われる働き方がいわれる。在籍出向の「変形」のようだが、労働者保護の視点は全くない。派遣でもなく、雇用によらない働き方、労働者の自己責任で仕事を分け合う。そもそも「働き方」として認められるか疑問である。

その中で、私たちの活動も変化しつつある。たとえば、私たち全国協議会も会議をオンラインで行なっているし、団体交渉をオンラインでしている組合も少なくない。こうした経験を積極的に生かせるのかどうか、大いに議論が必要だろう。

また、感染拡大をしない行動様式の運動を工夫してきてもいる。京都や大阪のメーデー行動のしかた、東京のメーデーの持ち方は、一つの運動の形を示したのではないかと考えられる。

③政治経済的問題

日本も世界も、超金融緩和でジャブジャブの金余り状態だ。それが金持ちにたまっている。アメリカでは金持ちの資産が2割増加したという。その金が株式にまわり、このコロナ危機の中でも株高になっている原因はここにある（日本では、政府と日銀年金基金を利用して株を買って値下がりを防いでいる）。

危機的事態だから大幅に金を出すとして成立した補正予算の財源はどのように調達するのか？実際は、ただ将来へのツケの先送りだ。その結果、増税に耐えるのか、耐えられる社会をどう作り出すのか。民主主義を徹底する議論が必要だし、「軍備を削って福祉にまわせ」という議論も必要になるだろう。このままでは、ハイパーインフレリスクが現実のものとなる。

国際協調が何よりも必要なのに、結局世界中が「一国主義」になるのか。「グローバリズム」の変化と、国を越える交流の変化に対応できるか。国内的にはどのような産業と社会を中心にするか、構想が問われる。

一方で世界に拡大したサプライチェーンが崩壊し、中国などの低コスト世界への依存を変えられるのか。日本国内へ製造業を戻せるのか。食糧自給は可能か、「インバウンド」に期待できるかなど、これまで当たり前の前提としてきたことが変化している。

また、コロナ事態の中で地方分権のあり方が見えてきた。知事が意外と大きな権限を持っているように見える。身近な政治にどう関わられるか、課題になってくる。

生活保護申請者が昨年より大幅に増加しているという現実、また失業者の増大や非正規の大量失業（雇用統計）という事態が明らかになっても、対処の方策についてほとんど報道は触れない。

ペストでは人口の3分の1が死亡して、労働力不足から賃金が上昇したという。そして結果として格差の縮小が実現したと言われるのだが、今回のコロナ危機をそうした形で終わらせるわけにはいかない。

(2) 現下の重大課題－休業・失業の急増、倒産・廃業の増大（別紙グラフなど参照）

厚生労働省は7月14日、新型コロナウイルス感染症に関連する解雇や雇い止め（見込みを含む）は3万5001人となったと発表した。10日時点で前の週よりも2653人増加し、パートやアルバイトなど非正規労働者が1198人を占めたという。全体では、非正規が8割との報道もあった。この数字は、都道府県労働局やハローワークで集約されたと言われるが、当然全体のごく一部なので、実際の数字は計り知れない。

6月末の集計では、業種別で見ると、最多は緊急事態宣言による外出自粛のあおりを受けた宿泊業で、前週よりも297人増の6263人だった。製造業は843人増の6115人、飲食業は106人増の4514人と言われる。

累計では、宿泊業が最も多く、次いで飲食業、製造業の順。都道府県別では、東京都が最多で、大阪府、北海道、兵庫県、神奈川県の順となっている。明らかに中小零細企業に最初のしわ寄せがいつている。

また、倒産も増え始めており、今後急増すると考えられる。おそらく中小零細企業の廃業も加速されるであろう。

経済の運行指標である雇用破壊の収束が見えて来ない。既にこの5月の有効求人倍率（季節調整値）は1.20倍と前月から0.12ポイント低下し、その下げ幅は1974年1月以来、46年4カ月ぶりの大きさだ。

その他、休業者が大きく増えており、現在の「休業者」が失業者になる可能性が大きい。非正規労働者、すなわち低賃金労働者が生活に困る事態が始まっている。派遣労働者、短期雇用労働者、アルバイト（特に学生アルバイトは労働保険制度から排除されているので深刻だ）などで失業が増える。貧困の拡大、格差の増大が目に見えて深刻になる。

統計上の「休業者」は、労働力調査のなされた1週間で全く仕事をせず、仕事探しもしなかったケースをカウントする。この危機下で就職活動などできないので、休業者は実質完全失業者である。これが一挙に増えることになる。そして非正規労働者とフリーランスが、休業者急増の原因をつくったことは確かだ。コロナ危機の重要なポイントは、非正規労働者やフリーランスの雇用破壊につきる。その意味で、フリーランスを積極的に組織し、フリーランスの労働組合を作ることが要請される。

そして、何よりもこうした実態をつかみ、失業し解雇された労働者とともに闘うべく、これから本格化する事態にできるだけの対応をすべきである。それこそが労働組合の役割だろう。また、「コロナ」に便乗したかのような解雇や雇い止めが増えているので、労働相談活動の強化が求められている。ただしとりわけ、コロナ危機下の労働相談の特徴として、労働組合の意義や役割とは無関係に（言ってみれば、組合を安い弁護士のように考えて）「ただ情報を得るだけ」というものも多くなっている。運動をともに担うという観点を理解してもらうことが、これまで以上に重要となっている。

労働相談でも上記のような問題はさまざまに見えてきている。『雇用によらない働き方』と言われるフリーランスなどは、特に兼業している場合などには休業補償からも持続化給付金の枠からも外れ、結局救済されない事態だ。また、『シフト勤務』の場合、「仕事が減ったのはシフトの変更だ

から休業補償はできない」という対応をとる経営が多く、対応が難しい。これらの問題は、平常時にも潜在していたわけだが、それがコロナ危機で表面化している。労働組合の課題として、より問題把握に努めなくてはならない。

（３）社会の変容への対処／危機の時の「非常措置」がその後常態化する。

第２次大戦時の「源泉徴収」システムが戦後日本の「徴税システム」と税金無関心社会（お任せ民主主義）を生み出したことが指摘されている。危機下の「非常措置」は、それがうまく行けば行くほど、その後も続けられてしまう。「緊急事態宣言」が憲法改悪につながるかもしれない、日銀の無制限国債買取は、財政破綻どころか国民経済を破壊し尽くすかもしれない。

ドイツ・メルケル首相の言う「民主主義の制限が一時的であり、かつそれが今絶対に必要だ」と確認することが重要である。「コロナ危機」以前から明確になっていた新自由主義の分断・差別、自己責任論が加速する。すでに指摘した「働き方の未来2035：一人ひとりが輝くために」がすでに「構想」され、テレワークが、いつのまにか広がっている。格差社会が極まっている。現在、政府が「オンライン申請」などと、ネット利用を進め、マイナンバーカード問題もある。社会の編成がそうしたネットシステム中心に変わって行くことも「非常時の措置の常態化」であろう。ビックデータを使った調査が全く無条件で社会に受け入れられて行くことは、調査の独占・権力化につながる。

（４）加速される労働破壊・団結破壊－「テレワーク」に代表される労働の変化。

労働のありようが大きく変わってきている。

代表的なのは「テレワーク」だろう。要するに「在宅勤務」だが、従業員300人以上の企業では90%が何らかの形で実施したという。30人未満の企業の実施率は45%とされているが、大企業中心に行なわれていることが分かる。大企業やIT企業では広がっているが、労働の個別管理の拡大、長時間労働の常態化、低コスト化・費用負担（事務所の家賃）節約など、直接、労働のあり方そのものを変える動きとして、注意したい。

元都労委労働者委員の戸塚章介さんは要旨、次のように言う。

■このような『会社に行かずに仕事をする働き方』が定着したら、オフィススペースを節約することができ、通勤費負担も軽くなるなど、企業側にとって将来ますますメリットが膨らんでくる。労働者にとっては、労働時間の適正管理が必要。勤務時間と私的時間の境目があいまいになり長時間労働になりやすい。残業代を請求しにくい。労働基準法がないがしろにされる。テレワークが進むと、会社施設の中に居場所がなくなる労働者が増える。職場がなくなる。労働者にとって職場は労働の現場であると同時に会社における居場所でもあった。労働の喜びや苦しみを仲間と共有し、働く者同士の人間的ふれあいを育んだ。そこから労働組合の団結も生まれた。その居場所がなくなるということだ。

企業に対して労働者は1人で対峙しなければならなくなる。労働者が1人ずつ切り離されて仕事だけ命令される。労働者同士が直接顔を合わせる機会が減ることは間違いない。職場における仕事以外の会話・交流があったればこそ、同僚や上司との信頼関係が強まったのだ。オンラインの会議にそれを期待するのは無理だ。雇用関係そのものが変わらざるを得なくなる。「1000万人のフリーランサーが出現」したら雇用不安につながる。

その結果、次のようなことが起こる。

①徹底した労働の個別化、労働者の分断、労働の「劣化」

テレワークではもちろんのこと、それによらずとも労働が個別化し、資本が個々の労働者を直接に管理・支配する事態になるだろう。安く長く労働者が使われることになり、労働者の団結が阻害される。事務所の縮小が進み、労働者同士の接触（すなわち団結の機会）が極小化される。

②労働時間が管理されなくなり、長時間労働常態化

労働者は、長時間労働の一方で細切れ労働も強いられることになるだろう。子育てに便利だとか、通勤時間が無駄にならないなどの指摘もあるが、個別の問題の解決は別にしっかり取り組めばよいことだろう。

③職場の安全配慮の責任の所在が曖昧になる

④「ジョブ型雇用」がもてはやされ、解雇の自由が近づく

担当業務専属であるジョブ型ならば、仕事がなくなれば解雇は認められやすい。その先に解雇自由社会がくるのは自然ではないか。社会保障など、労働者のセイフティネットを整備しないで、「解雇がしやすい」ということが、やがて「解雇の金銭解決法」などの実現につながる。

⑤フリーランスなどと呼ばれる「雇用によらない働き方」の拡大

労働の個別化の行き着く先である「雇用によらない働き方」、政府・資本はこれを目指している。報道では「オンライン副業」と称して、在宅の時間を利用した副業の実例を紹介し、人々に明るい夢をばらまいている。しかし、それは労働者保護を一切受けられない働き方なのだ。前述したように、フリーランスなどは雇用破壊の先端で苦しんでいる。

⑥雇用シェア

たとえば休んでいる旅館の従業員が人手の足りない農業労働に就く、というものだ。派遣契約ではないので、使い勝手がよいという。しかし、雇用責任はどこにあるのか、労災には対応できるのかなど、労働契約上の問題は山ほどある。そして労働者の権利はないがしろにされていく。

⑦「エッセンシャルワーカー」と最低賃金、社会的弱者の困難

「エッセンシャルワーク」とは、医療、介護、小売り、物流、運送、清掃といった生活に不可欠な労働現場のことだ。多くの現業の公務サービス労働もこれに含まれる。「人と人が接触して、人を支えるための労働」であり、ほとんどが重労働でかつ低賃金労働だ。放置すれば格差と貧困の拡大がいやでも進む。テレワークのできる「上級労働者」と「底辺（エッセンシャル）労働者」の二極化が進み、格差と貧困が拡大する。

「今年は最低賃金は引き上げない」という政権側のキャンペーンが行なわれてきた。しかし逆に、今の事態は最低賃金を引き上げてこれらの労働条件を引き上げることの重要性を訴える必要がある。コロナをはじめとする医療、介護の崩壊の原因はここにある。

一方、日雇い労働者の問題も重要だ。日雇い労働者でつくる「全国労供事業労働組合連合会」（東京）は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い仕事を得られなかった際の手当増額や、健康保険

の被保険資格を失った場合も特例で適用を継続するといった救済策を求めている。また、給付金の10万円も受け取れず、過酷な労働現場にいる労働者の闘いと連帯することも大切となっている。総じて、社会的弱者と言われる人々との連帯が重要だ。

⑧外国人労働者との連帯

今や日本社会を支える外国人労働者も、大きな困難に直面している。「コロナ危機」下にあっては、母国との連絡も困難で生活に窮している人も多い。セーフティネットからはずされている多くの外国人労働者に当たり前の労働基準を適用し、それぞれの文化を尊重する社会・団結を作らねばならない。

(5) 労働者の団結の基礎となる「職場」を軸にした労働のありよう、生産のありよう、そして雇用のありようが大きく変容している

以上いくつか具体的に指摘した事態によって、私たちの労働の基礎が掘り崩されている。

たとえば「職場闘争」は、「職場」のみで「労働の現場」を捉えられるのか。そもそも個別分断された労働現場によって、実態として職場のまとまりが失われている。「労働組合の団結に加わって一緒にやろう」と言うだけで、仲間同士の意思疎通はできない。

資本・経営の側は、1970年代の「労基法研究会報告」以来、一貫して「労働者」の枠を狭めようとしてきている。そのことに抵抗してきた私たちは、今一度、団結のあり方の変化と我々が守るべき内容を運動の中から見出す必要がある。

労働のあり方が大きく変化していることを「コロナ危機」は、一瞬のうちに現実問題として示した。「新しい働き方」が労働者間の分断をすすめ、結局分断された社会的（最）下層の人たちが割り食う「差別の構造」が明らかになっている。いま「社会の連帯」を回復・構築することの重要性が見えてくる。

「働き方改革」と2016年「働き方の未来2035：一人ひとりが輝くために」の内容にどのように対抗するのか議論を呼びかけ、積極的な討議が必要だ。

リーマンショックの時の「派遣村」で問題になったように、社会保障破壊の結果、セーフティネットに「包摂されない」人々の問題は全く解決されていない。

(6) 社会の変化に積極面を見いだそう。

これまで「コロナ危機」で生まれる事態を否定的に評価してきた。国内では自粛を強いられ、表現の自由など基本的人権が蔑ろにされる事態も起こっている。しかし、この間見えてきた地方自治体首長の権限の大きさや、その施策によっては私たちが積極的に生かすべき条件もできてきているということは重要である。人と人の接触を避けるために、首都圏や都市部との交流を少なくするという事は、逆に地方が自立して経済活動を進めるチャンスでもあるし、私たちがそこに依拠することも可能になることでもある。

ネット社会の空間には、日常触れ合わない社会に現実に苦闘する人々の声がある。変化の中で、社会的連携の方法を見出し社会の連帯を求めよう。

地方で農業・漁業を自立させ、エネルギーも自給して、新しいコミュニティを作る運動も始まっている。それが「コロナ危機」を乗り越える方策だという主張だ。そこに依拠して、積極的な社会

変革に取り組むことも、労働組合の課題として問われているのではないだろうか。積極的にこの「危機」を「利用する」姿勢も求められている。

IV. 20春闘を中心とした活動の総括

< 20春闘を巡る動き >

①連合の大手回答は、トヨタのベアゼロが象徴的で、自動車や電機でベアを含む賃金改善がやっと千円（定昇除く）超え、U Aゼンセンが2千円台となっている。

「コロナ危機」がなければ、今春闘は単なる「終焉」を越えて、労働組合が完全に資本にからめとられて、「労働組合の死」を示すものとなった。

②今春闘にあたって、トヨタ労組の要求について、次のように報じられた。

■トヨタ自動車労働組合は今年の春闘で、これまで一律ベアに用いてきた賃上げ原資を、5段階の個人評価に応じて配分する新しい仕組みを提案していた。評価に応じて給料に差が付く制度をこれまで以上に強化する方式で、個人のモチベーションアップにつなげるのが狙いだった。「頑張る人に報いる制度」として、メリハリを付けようとする会社の方針とも歩調を合わせた格好だった。

このように、労働組合が、労働者の団結を破壊し分断を図る「査定」を資本・経営に「お願いする」事態は、「労働組合の死」以外の何ものでもないと考える。私たちは、確かにそうした動きに抗してはいるが、それでも新しい運動は作りだせていない。

③連合の第7次（最終）春闘回答集計では、全体の賃上げ平均は2%台に届かず1.9%の5590円となっている。

300人未満の平均は4464円の1.81%と昨年をこちらも下回っている。回答集計組合も3456組合で、昨年より524組合減っており、危険水域も近づいている。パート労働者の時給引き上げ額は加重平均で27.11円、単純平均で25.18円と前年をわずかに上回ったが、19年度最賃アップ2.8%の27円に押し上げられている格好だ。この点からも、職場での最低賃金アップの取り組みと同時に、法廷最賃大幅アップの運動の重要性が、ますます高まっているのが現状だ。中小は人手不足などから流通・サービス業などで一部の改善はあったが、新型コロナウイルス感染危機下では、逆に厳しい状況へと追いやられている。福祉・介護・医療労働者の新型コロナウイルス対策、製造業は生産の低下、ホテル・サービス・流通関係労働者の「緊急事態宣言」後の経営悪化に伴う雇用保障と休業補償が重大問題となった。

労働相談からは、非正規労働者の無権利な労働実態が明らかとなり、政治的救済と緊急対策が必要であることが浮彫りとなっている。

<全国一般全国協 20 春闘に向けての取り組み>

① 20 春闘を進めるに当たって、昨 10 月の第 1 回中執・12 月の第 2 回中執のそれぞれの中執で、早めに 20 春闘準備の討議を進めた。具体的には、各県代の企画・準備、各県代での 20 春闘方針の明確化。「全国協 20 春闘統一アンケート」の作成・配布も決定した。

② 20 春闘の四つの課題として i 正規・非正規ともに最賃闘争と結びついた大幅賃上げを獲得、ii 長時間労働に反対し労働時間管理を徹底する、iii 格差拡大を許さず均等待遇の実現、iv ハラスメント防止、人権侵害を許さない、の 4 点を各県代表者会議、各ブロック春闘討論集会、各学習会で確認した。

③ 各県代では、金子勝立教大特任教授による、「アベノミクス破綻と春闘の情勢について」の講演を受けた。

1. 「8 時間働けば暮らせる社会」「残業無しで生活できる賃金」の闘いについて。

(1) 正規・非正規労働者ともに大幅賃上げを勝ち取り、均等待遇を実現。大幅賃上げを目指しストライキで闘う。

① 20 春闘の集中性を高めるため、12 月中の春闘アンケート作成と配布を実施した。加盟労組へメールリング、印刷しての郵送、ファクスでの要請、各県代でも訴えた。結果は、集計枚数 354 枚、10 単組：約 20 労組・支部・分会からの回収。一方、アンケート回答の中身の分析が不十分となり、20 春闘に活かすことができなかった。

アンケート回答では、i 賃金への不満、ii 有給休暇の自由な使用、iii 職場のいじめ、などに関する意見が多かった。・本部書記局による「統一アンケート」の活用が不十分で要求・闘争の統一に至らなかった。

次回アンケートは、集計内容、目的をいっそう明確にし、質問項目を工夫する必要がある。全国協神奈川、ゼネラルユニオンなど毎年アンケートを実施している単組の経験に学ぶ必要がある。21 春闘では、コロナ対策・コロナ関連要求のアンケートも重要だ。

② 20 春闘では大手の音なし春闘に埋没しないようにと、統一要求、統一闘争スケジュールの設定などに取り組んだ。例年がない 20 春闘の取り組みだったが、加盟単組の取り組みに不均等あった。統一要求提出指定日も設けたが、不徹底であった。「全国協春闘」として影響力を強める点では今後も重要である。

③ 全国一般全国協の組織性を強め、「ブロック制」などの強化・再編なども再検討を進め、統一した「全国協春闘」を目指す。加盟労組への具体的援助も重要であり（「アンケートの回収」など含む）、足腰の強い 21 春闘をいかに作っていくかが課題となっている。

(2) 20春闘を通じ、「最低賃金1500円を目指し、ただちにどこでも時給1000円!」、「全国一律最賃制度」の訴え。

①20春闘と結び付けて最賃闘争方針を立て、職場の最低賃金アップ、地域最賃アップ、全国一律最賃アップに取り組んだ。しかし、情宣活動などで取り組みのばらつきがあり、コロナの影響もあり低調だった。栃木・東京・神奈川・長野・京都・山口・北九州などで取り組んだ。とりわけ山口は、数回の駅頭宣伝・署名活動に取り組んでいる。

②大手コンビニ3社への要請行動は、コロナの影響で窓口が開かず、今後の課題にゆだねられた。

③ユニオン北九州のファミマ物流会社：新生物流の30数名解雇事件（5月末に和解解決）は、全国協全体の闘いとしてファミマ本社申し入れや、ファミマエリア本部・直営店に争議解決の全国的な要請・働きかけを早期に取り組む必要があったのではないかと。最賃労働の典型としてコンビニ本社への闘いは重要であり、全国協本部の支援体制を反省しなければならない。

④最賃闘争の共闘作りとして、中央最賃審議会会長への要請署名を「コミュニティー・ユニオン」と共通紙で行い、各加盟労組で取り組んだ。署名集約は少なかったが今後一層拡大したい。

2. 労働時間の管理規制を強化し長時間労働に反対する。生産性の向上を謳う「働き方関連一括法」に対し職場での闘いを強める取り組み

①職場で労働者代表を勝ち取る闘いが、ラジオメーター労組など各地で取り組んだ労働者の要求を掴み、企業経営者に対し積極的な提案を行い、少数派ながら労使関係で主導権を発揮している。

②労基法改正：中小にも残業時間上限規制が適用された。昭電労組など特別条項付の協定締結があり労使協議の強化が問われる。

③20春闘リーフレットの改訂版の作成をし、印刷物で全単組に配布した。対外的な評判が良い。今後とも街頭宣伝に活用していくことが必要。

④法的規制を求める行政交渉が各地で取り組まれた。全国協神奈川が神奈川総行動で神奈川労働局に申し入れ、東京労組が第2回バス交渉を「長時間労働、インターバル問題」で厚労省と交渉を行った。北関東ユニオンネットワーク、大阪全労協で全国協加盟労組が行政申し入れ、きょうとユニオンネットワークの行政申し入れ、ユニオン北九州も「北九州共闘センター」として幅広く行政交渉を行い、地域共闘で全国協加盟労組が積極的な役割を果たしている。

行政交渉については、申し入れ内容を本部へ情報集中し、メーリングリストの活用で、全国協全体での共有化・情報集積が求められる。

3. 格差拡大を許さず均等待遇を実現。「パート・有期法」など改正を積極的に活用し、非正規労働者の闘いを前進させる取り組み。

①「パート・有期労働法」の、20年度施行を前に、東京南部ハイウェイ共闘の年度末手当獲得の闘い（3月）が20春闘の口火を切った。「均衡待遇」を要求し、成果を上げている。

同法の中小への適用は来年度からだが、昨年のユニオン合同労組連絡会第4回総会（10月）、中執有志学習会、西日本春闘討論集会（2月）、北関東～東北～長野春闘討論集会（2月などで、学習活動を強め、職場での要求作り、団体交渉にも活かされている。

②「改正労働者派遣法」も活用し、派遣労働者の権利保障を強める。コロナ対策で正規労働者と同様な休業補償、労働条件を獲得することが重要となってくる。

4. 働きやすい職場を求め、人権侵害を許さず闘う。あらゆる労働法制の改悪に反対する。

①東京東部労組個人タクシー協同組合世田谷第三職員支部の闘いは、職員（東部労組組合員）に、パワハラ、セクハラ発言や不当な労働条件切り下げと闘い勝利した。争議は、定年再雇用をめぐる使用者が一方的に勤務日数を減らし賃金を半減使用としたことが原因だ。

時限ストライキや抗議行動などを闘い、3月5日からは無期限ストライキに入りそして「不当労働行為謝罪、撤回・職場復帰」を実現した。

・子育て中の男性が職場でいやがらせを受けた、東京南部の三菱UFJモルガンスタンレー証券の元社員の「パタハラ裁判」で、東京地裁が4月3日、男性の訴えを棄却する不当判決を出した。

本年6月の「パワハラ防止法」施行を契機に、様々な職場から日常的な反撃を強める必要がある。

②東京・大阪を軸に、訪問介護ヘルパーの制度差別に反対する国賠裁判も1/20に始まり、支援する会などの準備が進んでいる。

③労働法改悪反対の取り組みでは、昨年末の「教員給特法」の成立に続き、「高齢者雇用安定法」を含む一括法案が年度末に強引に成立させられた。高年齢者雇用安定法の改悪は、「70歳までの就業継続の努力義務を課す」もので、高年齢者の年金カット、労災多発の問題が野放しであり、また、個人請負の働かせ方を退職後に容認する悪法となっている。全体的な反対運動も盛り上がり、欠け今後に課題を残した。

④引き続き「解雇の金銭解消法」に反対し、「新しい働き方」を巡る労働法改定にも十分な対策を講じるように努めたい。

V. 第29期の基本方針の諸課題についての総括

1. 移住労働者・外国人労働者の労働者としての権利保障を勝ち取る闘い。

- ①語学学校関連労組による「労基法」を中心とした学習講座が、福岡、広島、大阪、東京で開催、され、業種別労組の結集・組織的前進のもと、ALT労働者の権利保障に取り組んでいる。
- ・東京労組ECC分会は、コロナ休業補償の6割は有給で勝ち取っているが10割補償を要求している。
- ②福山ユニオンたんぼぼは、中国人技能実習生未払い賃金問題やベトナム人技能実習生解雇（実習困難届け）問題など、事業所や監理団体との交渉、そして外国人技能実習機構や労基署、さらには入管庁との行政交渉に至るまで徹底して交渉している。きょうとユニオンも実習生の権利保障を勝ち取っている。東京東部労組も、パキスタン人労働者の建築労災認定・休業補償を勝ち取った。
- ・ユニオン北九州は、ベトナム人実習生が企業と法違反を争っている間に、外国人技能実習機構に実習生の「食・住環境」を保障させるという大きな成果を勝ち取った。

2. 労働相談活動はじめ、組織化へのあらゆる工夫を強め、20春闘を足場に、さらなる組織化・組織拡大・組織強化に繋げる取り組み。

- ①労働相談活動は、全国の単組で積極的に取り組まれた。全国一般三多摩労組は、数度に渡る国立・立川駅での駅頭相談活動を展開している。ユニオン北九州も恒常的な小倉駅頭での宣伝活動を行ってきた。労働組合の存在と活動が、労働者・市民に見える形で相談活動などに取り組むことは、非常に重要である。また、相談活動の取り組みと反応を、そのつど全国協メーリングリストや、各種HP・フェイスブックなどで紹介していくことは、コロナ危機下の労働者の現状をみんなが掴み共有化する上で大切だ。
- さらには、労働弁護団などが中心となった「コロナ対策会議」との連携で、全労協フリーダイヤルを通じた労働相談体制が重要となってきている。フリーダイヤルの現状は、年間での総相談件数が200件程度であり、全国一般全国協上げての取り組みの強化が求められる。
- ②また、コロナ危機の緊急性を反映して労働相談も実利的解決を優先しなければならない状況にあるが、労働者の連帯・支援・組織化を踏まえた取り組みを丁寧に進める必要がある。
- 活動のあり方としても、SNSやネットを活用した支援連帯に取り組むべき必要がある。
- 実際に、職場活動でネット上で議論を進めるECCや他の外国人支部の仲間の闘いがある。かつて、職場が全く違う10人あまりでネット上の連絡で争議を闘ったHMVの経験（東京労組）もある。

③一方個人労働相談が多い中、労働相談を通じて結びついた組合員の組織化を、職場における集団的労使関係へと広げ、「職場闘争」としてどう強化するかも課題だ。たとえば、賃金や労働時間といった基本的な労働条件は、職場で仲間とともに取り組まねば、解決のしようがない。そういう運動の条件が急速に失われているからには、逆にそれを強めて反撃しなくてはならない。

労働相談を行う側としては、組合結成に即結びつく相談を望むが、実際問題として個人相談がほとんどを占める現状から、如何に組合結成・組織拡大を目指すかを追求しなければならない。この点は、一人の加入から始まり、二人となり、70名まで組織したユニオン北九州臼杵分会、外国人語学学校の教員を着実に組織し拡大しているゼネラルユニオン、労働相談を通じて圧倒的な組合結成の数を誇る全国一般福岡地本北九州支部の経験に学ぶことが大切と言える。

④長く友好労組であった「労働組合わたらせユニオン」が、19年12月に全国協に加盟した。わたらせユニオンは、北関東ネットワークの中心組合でもあり、県や労働局を始めとする行政交渉や最賃闘争に熱心に取り組んでいる。地域の労働者を支える取り組みも、ケイセイフーズ争議支援など行った。北関東の中心組合として今後の活躍が期待される。

3. 全国協の争議を一丸となって支援：大阪YMCA労組中労委闘争、東京労組全労FAユナイテッド分会の仲間の解雇撤回・原職復帰の闘い、メトロコマース支部20条裁判上告審、JAL闘争始めすべての争議に勝利する。

4月14日の「緊急事態宣言」以降、新型コロナ感染対策を理由に中央労働委員会、東京都労働委員会などが、5月連休明けまで全てのスケジュールを先伸ばしてきた。期日直前での日程変更が相次ぎ、各争議団は、闘争スケジュールの再構築に迫られている。今後も新型コロナ感染の完全収束は無いので、「コロナ後」の動向に備え、十分な戦術討議が要求されている。

また、労働弁護団などがZoom集会で、「労働委員会を開け！」と訴えている。コロナを言い訳に、労働委員会の不開催・団交拒否・不当労働行為を許されない闘いを作りまたオンラインでの経営側との団体交渉などを工夫していく必要がある。

最後に、福祉・介護・医療労働者組合の3名に対し、山紀会は、この間の不当処分攻撃に飽き足らず「330万円の損害賠償を求めるスラップ訴訟」をかけてきた。コロナ危機であっても敵の攻撃は休まない。全国一般の総力を上げて攻撃を跳ね返そう。

4. 腐敗墮落する安倍政権による、「戦争する国づくり」を許さない闘い。

(1)「国民投票法」成立、憲法審での審議強行を許さない、憲法を守り、安倍政権打倒を目指す闘いと総がかり行動の取り組み。

20通常国会での「国民投票法」の成立は頓挫したが、「総がかり行動」には、東京南部・全国協京都・大阪全労協の全国協の仲間・北九州共闘センターでのユニオン北九州の仲間が積極的に取り組んだ。

(2) 「戦争する国づくり」を許さない取り組み

①政府は、オマーン湾に自衛隊を強行派遣し米軍共同作戦体制を進め、辺野古新基地建設の強行、岩国基地強化を図っている。連帯労組やまぐちの「愛宕山見守りの集い」や、ユニオン北九州の「築城基地前座り込み」、ユニオンネットワーク京都のXバンドレーダー基地反対の闘いなど、定期的で粘り強い取り組みが展開されている。

②排外主義ナショナリズムとの闘い

安倍政権と小池都政は、一体となって歴史修正主義を改めず韓国や中国バッシングの排外主義をあおっている。一方、ヘイトデモを許さない、草の根の闘いが広がっている。関東大震災での朝鮮人虐殺を悼む取り組みや集会は、東京東部労組・東京南部が毎年取り組んでいる。小池都知事の「朝鮮人犠牲者への追悼文」拒否を許してはならない。

③東京労組を中心に東京全労協として、沖辺野古新基地建設反対し横田基地を始めオスプレイ配備を許さない闘いが行われている。20年沖縄平和行進、沖縄集会の取り組みは、コロナ感染危機により中止となった。しかし、緊急事態宣言廃止後、横田基地反対集会など早々に開催されている。

④20年3月26日、国（沖縄防衛局）が、行政不服審査法に基づき「私人の資格」審査請求ができるとの不当な最高裁判決があった。しかし、沖縄の闘いと更には軟弱地盤の問題もあり、辺野古新基地建設は不可能だ。未曾有のコロナ危機が展開する今こそ、壮大な税金の無駄と利権の巣窟である辺野古新基地建設をストップさせる好機だ。

⑤イージスアショア配備が中止された。人々を欺く強引杜撰な軍備拡張が明らかになったためだ。しかし同時に、敵基地攻撃容認が進められようとしている。憲法・国際法無視の先制攻撃、中距離ミサイル配備の動きをゆるしてはならない。

(3) 全日建連帯関西生コン支部への組合潰し攻撃を許さず、共に闘う。

①関西生コン支部に対する89名（事業者8名）逮捕、69名（事業者5名）起訴、未曾有の長期不当拘留による労組弾圧が続いている。憲法28条の労働基本権（団結権、団体交渉権、団体行動権）を破壊し、労働組合の産業別交渉を否定する攻撃だ。京都、大阪の全国協の仲間、支える会の懸命な支援が続き、ついに、武委員長、湯川副委員長を5月下旬、6月1日に奪還した。

②2月7日には東京で、首都圏4労組が中心となり、全国協神奈川、ゼネラルユニオン、自立労連の仲間ら60名が結集し、「関西生コン支部支援、激励、交流集会」が開催された。首都圏での全国協主催の初めての集会である。関生支部への弾圧は、私たちへの弾圧としてこれからも支援していこう。反撃はこれからだ。

(4) 東電福島第一原発事故の国と東電の責任を迫り、あらゆる原発の再稼働を許さず、廃炉に追い込む闘い。被ばく労働者の裁判闘争を支援する取り組み。

①女川原発再稼働阻止に向けた住民投票条例の制定を求める署名を、大幅に必要な数を超えて集めるも、宮城県議会が住民投票条例を否決。再稼働が承認された。宮城合同労組始め地域共闘を強め闘いが続いている。

②長野一般は、小出裕章氏らと共に松本市内での脱原発情宣・スタンディングに定期的に取り組んでいる。しかし、原水禁松本地区協議会として20.3.11以降連続的に取り組んできた、福島いわきフィールドワークは本年中止となった。また、きょうとユニオンの「若狭の会」での脱原発・廃炉の取り組みなど、各労組が継続して取り組んでいる。

③3/26に福島地裁いわき支部が、猪狩忠昭さん未払残業代請求裁判で、原告の労働時間の主張を、労基署以上に取り入れた勝利判決を出す。移動時間を労働時間と認め、廃炉、除染作業を担う長時間通勤の労働者の権利を後押しする初めての判決である。なお、被告の(株)いわきオールは控訴せず、いわき支部の判決が確定するという大きな成果を上げている。

5. 世代交代と女性執行委員の選出、財政の強化について。

(1) きょうとユニオン、ユニオン北九州より拡大中執への参加協力を得て拡大中執を開き、不十分であるが交流が始まった。それぞれ、コミニュティ・ユニオン、ユニオンネットワーク京都の地域共闘の経験や、また、九州地区での地域共闘と組織化、交運労協を始めとした闘いの交流などの経験を、全国協中執に反映していくことが進んでいる。

また、若手活動家交流を進める準備をしていくことが必要となっている。

(2) スカイプ、ズームの活用で、会議参加者の拡大とともに会議参加費・経費の節減が進められた。

VI. 第30期の具体的方針

1. コロナ危機に立ち向かい、医療・社会保障の確立を求め、労働者の命と暮らしを守る闘いを強めよう。

新型コロナウイルス危機の下では、これまでの日本の社会保障政策のあり方、労働法制の在り方が全く対応不可能に近い状態となってしまった。コロナ危機による災禍は、貧困と格差拡大のなかで脆弱な生活基盤の上に立たされてきた低賃金非正規労働者、フリーランス、請負、零細企業主を直撃している。

私たちは、コロナ危機で明らかとなった労働法制・社会保障法制の不備を、速やかにかつ攻勢的に是正する必要がある。そのためには、国家予算の3倍近くに上る大企業の内部留保に特別課税をかけることや、優遇され続けてきた法人税率を上げるなど、政府に強く要求し実現させねばならない。そして、今後予想される消費税などの大衆増税には断固反対する。

私たちは、労働者・労働組合に足場を置きながら、あらゆる仲間と連帯し運動形成をする中で、要求をまとめ政策提言し実現を勝ち取って行こう。

(1) 医療・福祉・介護・公共サービスなどのエッセンシャルワーカー、技能実習生・移住労働者の十分な権利保障を勝ち取る。

コロナ危機の中で、「エッセンシャルワーカー」と呼ばれる医療従事者、介護・福祉・清掃・ごみ収集・郵便・運輸業・警備員・スーパーの労働者・農業従事者等々、その他多くの労働者の重要性がクローズアップされた。この人々の過酷ともいわれるほどの労働によって、コロナ危機が蔓延する中で社会を支えてきたのだ。

しかし、その環境はこの間の医療福祉の切捨て政策で、何れも低い賃金水準にある職種がほとんどとなっている。こうした労働者への労働者保護政策、社会保障制度の確立を求めていく。

(2) 非正規・正規・全ての労働者にコロナ関連の病気休暇・療養休暇を保障し、賃金の100%の休業補償を求め、解雇・雇い止め・賃金切り下げを許さない。

休業制度は平均賃金6割の考えは生活保障としてきわめて不十分である。最低基準額を1か月の月日数割りで日額換算されると、到底生活を維持できない実際の半分以下ほどの低額となってしまう。使用者には、民法536条2項にも規定されているが如く賃金の100パーセント補償を求めよう。

また、いわゆる「コロナ失職」が、各地の労働局調べで、6月19日時点で2万6000人を超えた。非正規労働者が8割近くを占めているという。今後は、急速な雇用事情の悪化が予想される。労働組合として権利闘争を強めよう。

100%の休業補償を職場で要求しよう。

(3) 政府のコロナ危機対策の補償制度の強化を求めるとともに、雇用調整助成金を始めあらゆる補償制度を活用しよう。

雇用調整助成金の助成率が改善され、手続きも簡素化された。経営側に積極的な活用を求めよう。また、休業手当を受け取れなかった中小企業労働者に、雇用保険制度と切り離れた休業支援金・給付金を直接支払う第二次補正予算が成立した。週20H未満の短時間労働者、シフト割りで働くパート・アルバイト労働者にも同じ条件で支給される。

積極的な活用をもとめ、早期実現を目指そう。

①雇用調整助成金を使わず、解雇・雇い止めに走る経営者をけん制し、説得・援助も含め対応し、政府の補償制度を活用させ、労働者の生活を守ろう。

②労働者が直接請求できる「休業支援金・給付金制度」などは、労働組合が援助して取り組み、組合員の組織化につなげよう。

③9月30日までの休業が対象の、「雇用調整助成金の特例措置」の延長を求めよう。

(4) コロナ下の会社解散、倒産・失業を許さず闘おう。労働者の生活・権利を守ろう。

すでに求人数の悪化、失業率の高まりなど、厚労省がハローワークを通じたデータだけでも、労働者の雇用条件が急速に悪化していることがつかめる。また「中抜き」・「丸投げ」された持続化給付金委託問題での支給の遅れで、中小零細企業は悲鳴を上げた。帝国データバンクによると、5月末であつという間にコロナ倒産が200件越えとなった。会社解散、任意整理などを含めるとこれらの数の比ではなく、「倒産」は急激に増え続け、高止まりする可能性がある。

労働者が労働債権を奪われ、無権利な状態で社会に放り出されるようなことは、労働組合とし最低限防がねばならない。日常的な経営監視や、労組としての力の蓄積と様々な準備とその力量が問われる。地域共闘と多くの労働者の団結の力で倒産・失業争議を迎え撃つ「覚悟」で労働者の生活と権利を守り抜こう。

(5) 在宅勤務・テレワークの労働時間管理を徹底し、サービス労働を認めない。

テレワークでの労働時間管理を使用者が放棄、成果型賃金・裁量労働制のなし崩し強化・業務委託拡大が進もうとしている。在宅勤務では家庭内条件整備が平等ではない。労働時間管理のみならず、ストレス対策、環境整備は使用者の責任である。「100%休業補償」「賃金減額反対」「在宅勤務労働環境整備」「長時間労働反対」など、在宅勤務・テレワークのあらゆる点をチェックし改善しよう。

(6) 地域の住民組織、運動体との連携・共闘を広げよう。労働弁護団を中心とし全労協の加わる「コロナ対策会議」を始めとした全国の仲間と連携して闘い、労働組合の社会的役割を強めよう。

コロナ危機に立ち向かう闘いは企業内において一労組が経営者と交渉すればすむことではない。生活確保のためには、生活保護の受給やとりわけ「住居の確保」が必要だ。労組の枠を超え地域の労働組合、地域の住民組織、運動体などとの連携・共闘や、全国の仲間と連携して闘うという社会的な広がりが必要とされる。医療・安全衛生など様々な社会運動と連携しよう。

また、移住労働者・外国人労働者とも、労働相談解決・争議解決後もコミュニティとの結びつきを継続・強化し、地域での組織的団結・連帯を持続させよう。

（7）世界の労働者と連帯し相互援助に取り組む。とりわけ東アジアの労働者と団結し新自由主義グローバリゼーションと闘う労働者の国際的な団結を強化する。

世界の感染者は、2020年7月末には2000万人に迫る勢いである。猛烈な勢いで感染拡大が続いている。全世界の文字通りのパンデミックが予想される。今後はインド大陸、アフリカ大陸へと感染拡大が進むであろう。

コロナ危機との闘いは、一国だけで解決することは困難である。また排外主義により分断された社会でも解決は困難である。かつて私たちは、韓国スミダを始めオムロンや韓国サンケンなど、日本から海外進出した企業との闘いを、日本での闘いとして組織し共に闘った経験がある。一国の利害を超え安全安心に暮らす社会をめざす労働者・労働組合の闘いこそが、コロナ危機と闘う社会的な連帯を形成することができる。

新自由主義グローバリゼーションと闘う世界の労働者との国際的な団結を強化する中で、コロナ危機を克服していく。

2. ストライキを背景に、全労協・21けんり春闘・地域共闘で闘う。大幅賃上げを獲得しよう！

（1）21春闘勝利・大幅賃上げの獲得、格差・貧困の拡大を許さない。同一労働・同一賃金、均等待遇を勝ち取ろう。

春闘解体の結果、格差・貧困は拡大する。評価・成果型賃金での競争に反対し、納得できる賃金、生活できる賃金を獲得する。春闘でのアンケート調査を綿密に行い生活実態・職場の変化に対応する要求作りに取り組もう。

同一労働・同一賃金へ「パート・有期労働法」や「改正労働者派遣法」が、いよいよ2021年度から中小企業へ適用される。「パート・有期労働法」8条の『不合理な待遇の禁止』規定では「基本給・一時金（賞与）、その他の待遇のそれぞれについて」「不合理な待遇差」を設けることが禁止されている。また、同法9条では、『均等処遇規定』が有期労働者にとっても適用される内容となっており、強力な武器として活用できる。一時金や休暇などで取り組みが始まっている。取り組みを強めよう。

同14条には、『事業主が講ずる措置の内容等の説明』が盛り込まれている。事業主が、正規雇用労働者と短時間・有期雇用労働者との「待遇の相違の内容および理由」を説明しなければならないことが明記されている。説明責任を果たさせることは労使交渉の第一歩、組織化の入り口だ。パー

ト・有期雇用・派遣労働者の権利拡大に繋げ、職場の組織化で、団交で活用しよう。非正規・有期雇用労働者と一緒に取り組み、共に闘い、労働組合の結成・組織拡大につなげよう。

①中小企業にも適用される、『働き方関連一括法』の不十分さを踏まえ、労働時間管理の徹底、時間短縮、同一労働同一賃金・均等待遇を実現する。

②「パート・有期労働法」や「改正「労働者派遣法」は積極的に活用する。

(2) 最賃闘争を賃上げ闘争と結びつけて取り組もう。

最低賃金の大幅アップは、ますます必要だ。すでに最賃引上げによる「影響率」は16%に拡大し、19年10月の新最賃発効の際、中小企業において、法的に賃金を引き上げるべき労働者は7人に1人に及んだ。人々の生活を支える小売業・介護・福祉労働者などは最賃近くで働く労働者が多く、大幅引き上げが待ったなしである。コロナ危機下の英国では、4月からすぐさま最賃を6.2%アップとし、賃金保障へと動いている。中小労働者の賃金獲得には、最賃アップが不可欠だ。

また、5年に一度の地域別ランク区分の見直し(2022年度最賃に適用)をする「中央最賃審議会目安全員協議会」が、今秋より開催される。地域間格差を無くし全国一律1500円以上を目指す上で、本年は地方最賃審への取り組みが、例年以上に重要となっている。東北、中国、四国、九州・沖縄など、ブロックごとで取り組める「全国一律最賃」の闘いも強めよう。

①8時間働いて暮らせる社会、「残業無しで生活できる賃金」を勝ち取ろう！

③全国一律時給1500円を目指し、直ちにどこでも時給1000円を実現する。

2020年度の中央最賃審議会は「引上げゼロ」の答申を出した。コロナ危機の下で社会を支えてきた医療・福祉・介護・飲食・サービス・物流業等のエッセンシャルワーカーが最低賃金に近い水準で働いていることを無視し、経営側の「引上げ凍結」の主張を優先し、これに組した。全国一律最賃・最賃大幅アップでエッセンシャルワーカーの生活を支えることは社会的要請であり、未組織の非正規労働者にとっては最賃の大幅アップこそが賃上げである。

リーマンショック後の日本の過ちを繰り返してはならない。2008年のリーマンショックの際、欧米の各国は、労働者の賃金を引き上げることで、内需の拡大を図って経済危機を乗り切った。先進国の中で、唯一日本だけが、派遣切りなど雇用を崩壊させ、賃金を抑制することで、企業利益だけを確保した結果、国民の消費購買力が回復せず、深刻なデフレから抜け出せなくなっている。大企業の内部留保は激増したが、労働者の賃金は下がる一方で、この20年間、多くの先進国で賃金が上昇する中、唯一日本だけがマイナスになっている。経済危機を理由に最低賃金を抑制するのではなく、国民の消費購買力を回復させるためにも、大幅な最低賃金の引き上げが必要だ。

安倍首相は「今は官民挙げて雇用を守ることが最優先課題」というが、コロナ危機下ですでに非正規労働者を中心に雇用が失われており、「雇用を守るために最賃据え置き」というのはまやかしである。コロナ危機下の中小・零細企業の経営悪化は、最賃アップが原因でなく大企業との取引での収奪や、政府の中小・零細企業対策の無策に起因する。

コロナ危機を口実にした「最賃引上げゼロの答申」を、資本・経営側による賃金・労働条件切り下げの全面的な攻撃開始のきっかけとさせてはならない。

地方最賃の闘いを強め、引き続き最賃大幅アップと全国一律最賃を求めて行こう。

(3) 「裁量労働制の拡大」や「解雇の金銭解消法」に反対する。

「過労死ただ働き法」裁量労働制とその拡大に断固反対しよう。

急速に拡大している「在宅仕事」「テレワーク」や、「副業」「兼業」が、労働時間管理に企業が責任を持たない「制度」としても浮上している。そのためには、職場の実態・矛盾を捉えることが重要であり、アンケートをとることも必要だ。労働法規制緩和を許さない闘いを進めていこう。

(4) 職場での人権侵害を許さない。摘発・是正を強め実効ある「ハラスメント防止法」を実現する。

いま、多くの職場とりわけ労働組合の無い職場では、人間らしい働き方が奪われ、命をも奪われるイジメ・セクハラ・パワハラなどハラスメントが横行している。「ハラスメント関連法案」が、2020年6月より大企業には施行されている。法律の不備を踏まえて人権侵害を許さない闘いを強めよう。

(5) 要員確保・安全点検活動など日常的職場活動に取り組もう。

コロナ災害下の介護・福祉関連労働者は、極度の緊張の下での長時間過密労働となっている。経費削減のための要員削減も深刻だ。要員確保の取り組みをすすめ、地域の労働安全センターとの連携を強め安全衛生確保の恒常的な活動に取り組もう。労働者不足での過密労働によって安全対策がおろそかとなる。

3. 業種別共闘を進めよう。

語学学校教育関連労働者や、介護・福祉関連労働者の業種別共闘が進んでいる。語学学校関連労組は、全国各地域で労働法学習会などを連続して企画し、組合員の拡大・組織化の前進を勝ち取っている。福祉・介護の仲間も、関西の「福祉・介護総がかり実行委」の仲間が積極的に行政交渉を進め、また、東西の福祉・介護労働者による対政交渉も毎年行っている。さらなる政策立案を政府に突き付け、共闘内容を前進させよう。

また、コロナ危機の下で、一部企業を含め過酷な状況に追い込まれている「タクシー」「学習塾講師」「派遣添乗員」「飲食・ホテル労働者」等々、業種別の労働者の連帯した闘いを進めて行こう。共闘を強めよう。

4. 移住労働者・外国人労働者の権利保障を勝ち取ろう。

依然として労災隠しや、賃金未払い、労働契約違反が横行している。最低賃金で雇用し残業代をまともに払わないなど、労働者・留学生を食い物にする悪辣な実習先や会社が後を立たない。コロナ禍での生産縮小と労働者への影響を把握し、新しい実習先の確保・変更などあらゆる柔軟な支援をおこない、共生・連帯の道を求めていくことが必要だ。

①移住労働者を労働組合に積極的に組織しよう。労組に団結し、積極的に闘おう。

②技能実習生の人権を守り、制度の問題点を訴え、廃止を求めていく。

③外国人差別の雇用・劣悪労働条件を許さない

④入管難民法の改悪強化に反対し、他民族・多文化共生社会をつくろう

5. 労働相談活動を強め、さらなる組織化・組織拡大・組織強化を勝ち取ろう！ 全国協の旗を空白県に打ち立てよう！

コロナ危機の下、新自由主義経済の矛盾が噴出し、中小企業労働者・中小零細事業者、非正規労働者・派遣労働者、最も弱いシングル家庭・実習生・移住労働者などにしわ寄せがかかる。社会保障の不備で労働者が切り捨てられる。労働相談活動のより一層の強化し、分断された労働者を連帯・団結・相互扶助で包み込もう。

労働弁護団・全労協・全労連・連合・コミュニティーユニオン他による「コロナ対策会議」のよる呼びかける一斉労働相談には、積極的に取り組もう。

6. 東京労組全労FAユナイテッド分会の解雇撤回・原職復帰、東京東部労組メトロコマース支部労契法20条最高裁裁判勝利、不当処分と闘う福祉・介護・医療労働者組合山紀支部、不屈に中労委闘争を闘う大阪YMCA労組、倒産争議の東京南部商業界分会、JAL闘争を始めとするすべての争議に勝利しよう！

資本・経営の横暴と理不尽な解雇攻撃に対し闘う仲間を全力で支援しよう。裁判、労働委員会など争議を闘い困難な状況の中で必死に闘っている仲間を、全国一般全国協の総力を上げて支援しよう。一つ一つの争議が、全国一般全国協としてわが身の闘い・争議であることを肝に銘じ、闘いを断固勝利に導こう！ すべての争議に勝利しよう！

7. 自公政権による、「戦争する国づくり」を許さず闘おう！

(1) 国民投票法の成立に反対し、改憲発議を阻止しよう

コロナ危機、政権スキャンダルの連続で次期通常国会での国民投票法成立は困難となった。しかし、「窮鼠猫を噛む」、衆院の解散を仕掛け「改憲」「戦争する国づくり」を仕掛けてくる可能性がある。大衆行動に参加し改憲策動を阻止しよう。

(2) 沖縄辺野古新基地建設反対！横田・木更津基地などオスプレイの配備反対・Xバンドレーダー撤去・中距離弾道ミサイル配備撤回の闘いを強めよう！

強引で無謀な計画が破綻し、イージス・アショアの配備は中止された。しかし撤回と同時に、「敵基地攻撃能力」の保有、中距離ミサイル配備の議論が始まった。あくまでも核抑止力依存の戦争政策だ。憲法、国際法に違反する先制攻撃さえ準備している。同じく不合理かつ強引無謀な軟弱地盤の辺野古新基地建設を撤回させ、南西諸島への自衛隊配備・増強に反対し、東アジアの仲間と共に「戦争する国づくり」を許さず闘う。軍事予算の大幅削減を実現し、「戦争に税金を使うな！コロナ災害で苦しむ世界の人々のために使え！」の声を上げて行こう。

(3) ヘイトクライム反対、東アジアの民衆と連帯し、排外主義国家主義に反対しよう。

各地地方選挙でヘイト主義者の得票が増えている。しかし、一方で川崎市をはじめ地方自治体でヘイト犯罪禁止条例が生まれてきている。憎しみと差別ではなく強制と連帯の社会をめざそう。

8. 東電福島第一原発事故の、国・東電の責任を追及し、あらゆる原発の再稼働を許さず、廃炉に追い込もう！

2011年3月11日の福島第一原発事故によりまき散らされた放射能は、現在も拡散し続けている。そして今、1F汚染水の海洋放出は予断を許さない状況に来ている。

政府・経団連は、破綻が明白な核燃料サイクルと再稼働戦略を手放さない。一刻も早く、全ての原発を廃炉に追い込む必要がある。玄海、若狭、東海第2、石巻など原発再稼働を許さない運動に引き続き取り組んでいく。被ばく労働を担う労働者の命と健康を守り、地球環境破壊を許さない闘いを、コロナ危機下の中でこそ大きく前進させよう。

(1) 被ばく労働者支援、「あらかぶ裁判」「猪狩過労死損害裁判」「飯館村被ばく労働裁判」を支援し、被ばく労働現場で働く労働者と共に闘おう！ 裁判を始め支援の輪を、組合員の中に広げよう。

(2) 当面する玄海・若狭・東海第二・石巻の原発再稼働、六か所村再処理に反対しよう。

9. 全日建連帯関西生コン支部への組合潰し攻撃を許さず共に闘おう。

三単産共闘で2021年3月のフクシマ連帯キャラバン、5月沖縄平和行進を成功させよう！

中小労組政策ネット、平和フォーラムとの連携を強化しよう。

2018年8月の不当逮捕から640日以上にわたり勾留されていた関西地区生コン支部の武建一委員長と湯川副委員長がようやく保釈され、すべての組合員が保釈された。しかし、保釈にあたって裁判所は、武委員長と湯川副委員長のみならず多くの組合役員に対して、①関西地区生コン支部の組合事務所や関係施設に一切立ち入ってはならない、②組合員同士が面接、電話、文書、メール、その他一切接触してはならないなどとする、メチャクチャな保釈許可条件をつけている。保釈されたとはいえ日常的な組合活動に一切参加することができず、組合員と会うことすらできない状態を強いられている。まさに政治的軟禁状態といっても過言でない。

このような保釈許可条件が、団結権・団体行動権を保障する憲法28条に違反するとともに、ILO（国際労働機関）結社の自由委員会の法理にも違反するものであることは明白となっている。まさに、この保釈許可条件そのものが、一連の弾圧事件が関西地区生コン支部の弱体化を目的として仕組まれたことを示している。

保釈許可条件を早期に撤回させ、全日建連帯関西生コン支部への組合潰し攻撃を許さず共に闘おう。

10. 「ユニオン・合同労組連絡会」を強化し、中小合同労組・ユニオンの共同行動を拡大しよう。

今、コロナ危機の中で中小合同労組の大同団結が必要とされている。ユニオン・中小企業合同労組の経験を交流する「ユニオン・合同労組連絡会」は、中小未組織労働者の政策的課題を国・行政に提起するため、対政府交渉を準備している。「ユニオン・合同労組連絡会」には、多くのエッセンシャルワーカーが苦闘している。様々な経験と闘いを交流を通して共有し、共同の運動を作るべく全国交流会を実施していく。

11. 全国一般全国協の組織強化に取り組もう！

(1) 中央執行委員会体制の強化を目指そう！

①第31回定期大会に向けて、女性執行委員の参加を勝ち取ろう。

②拡大執行委員会を開催し、次世代執行部の参加・応援をしていこう。

③さまざまな学習講座を企画し進めよう。

(2) 組織の強化、組織拡大を図ろう！

①定例会議を励行し、情勢に機敏に反応する組織運営を目指そう！

②女性労働者が、活動に参加しやすい労働組合を作ろう。

③機関紙「全国協」の充実を図ろう。積極的に投稿しよう！

④各労組の機関紙、ブログ、ホームページ、他を、インターネットで積極的に発信し紹介しよう！

⑤全国一般メーリングリスト、フェイスブックを活用しよう。メーリングリストの加入者加者を増やし、投稿も積極的に行おう。

(3) 二日間の各県代表者会議で、第26回各県代表者会議を成功させよう！

①会議を来年1月30日（～31日）に設定し、全国各地から参加する活動家の、21春闘の闘い方の交流の場としよう。

②職場闘争・組織運営、争議・組織化活動の経験交流が深められる各県代表者会議の中身としよう！

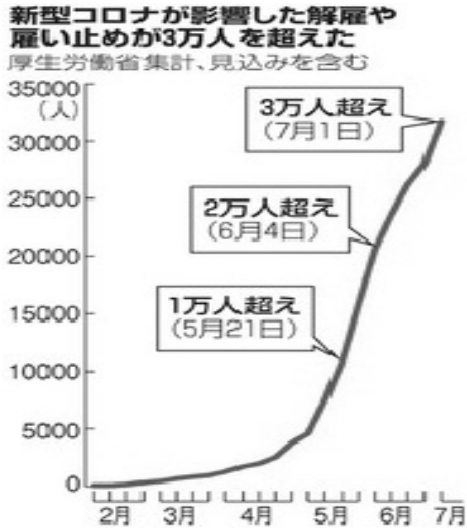
(4) 財政の強化、本部財政を健全化しよう！

①組合費納入の1割アップに協力しよう！

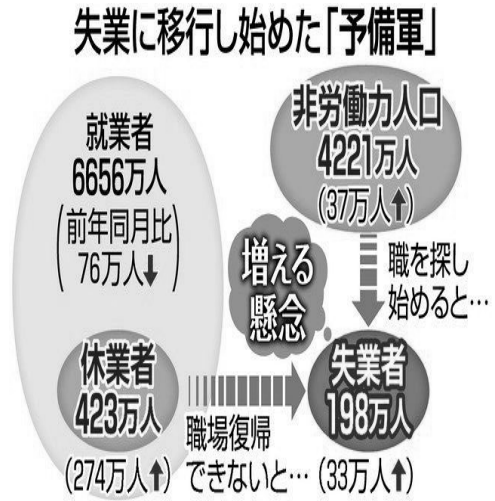
②一般財政健全化カンパ、争議支援カンパにきちんと取組み協力しよう！

〔別紙〕 東京新聞と朝日新聞に掲載された図表

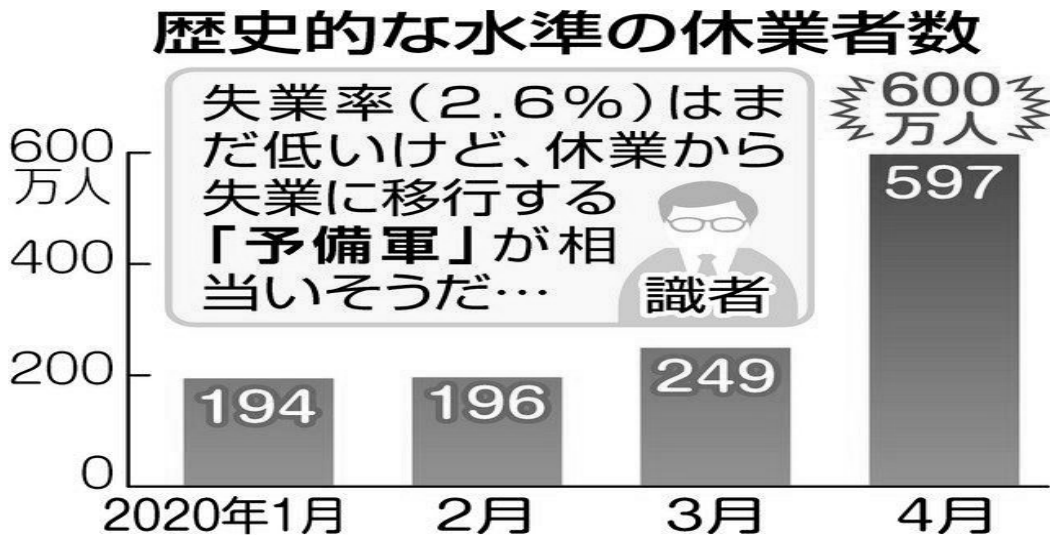
グラフ①



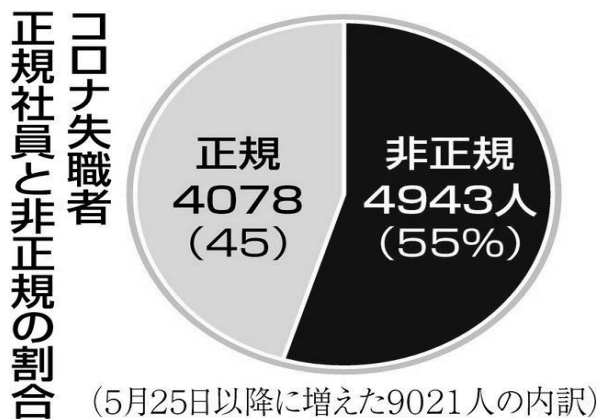
グラフ②



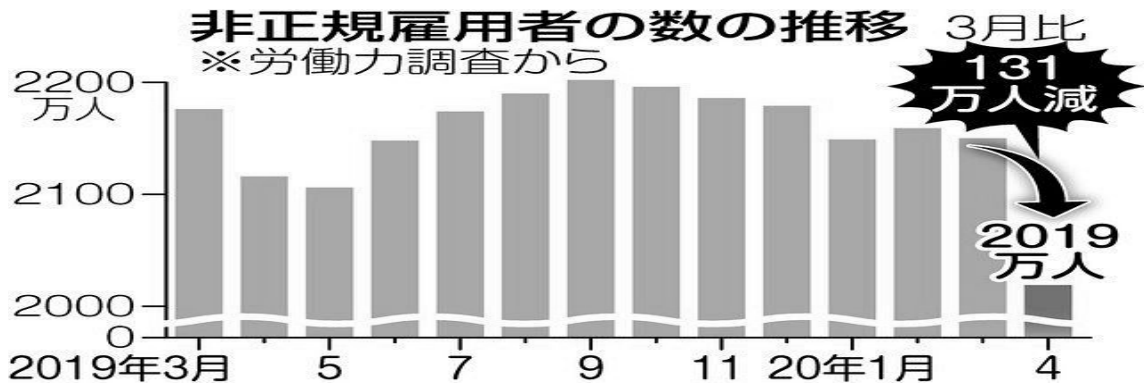
グラフ③



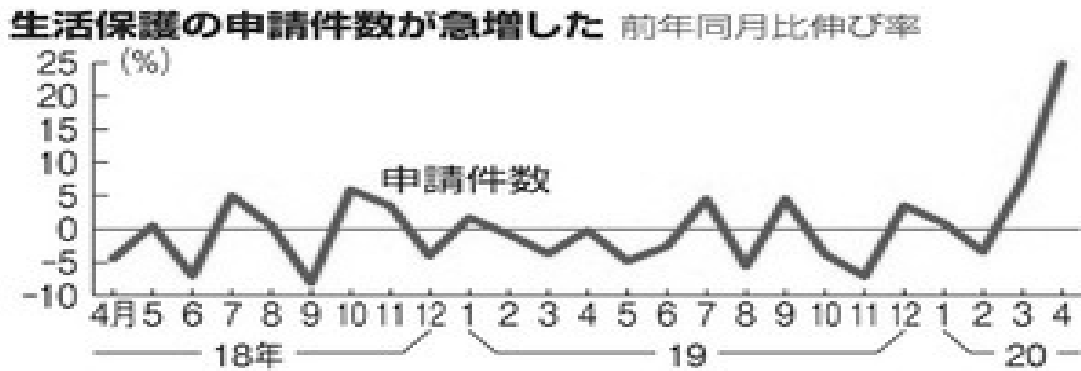
グラフ④



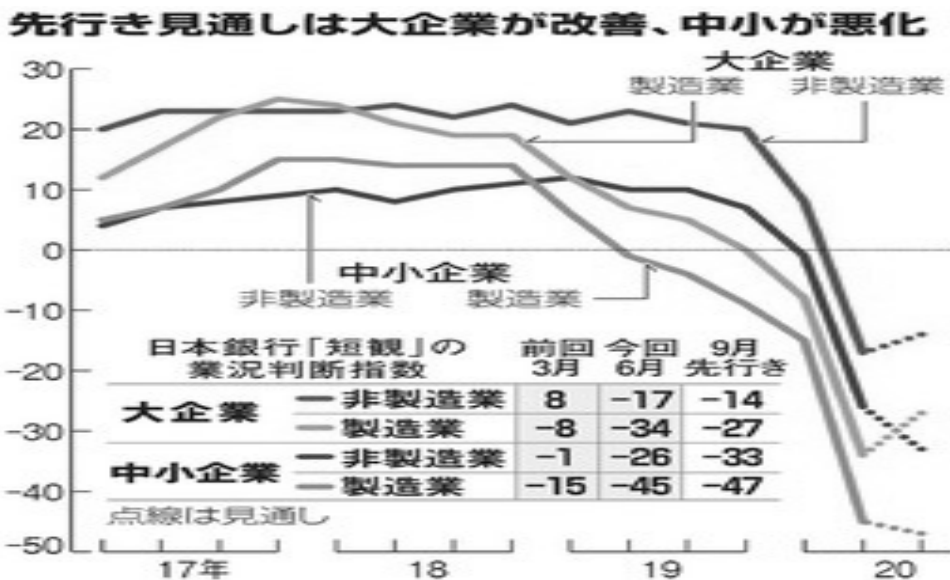
グラフ⑤



グラフ⑥



グラフ⑦



①は解雇・雇止めが急増している様子(7月第1週では3.5万人)、②と③は休業者が増え、それが失業につながる様子、④はやはり非正規労働者が職を失う割合が高いこと、⑤は非正規労働者が急減している(すなわちやめている)実態、⑥は生活保護申請の増加(4月の生活保護申請件数が前年から25%増とはね上がった)、⑦は中小企業では「お先真っ暗」と考える経営者が多いということを示している。